

沿岸広域振興局長告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年9月24日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 路線名 岩泉平井賀普代線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 下閉伊郡田野畑村島越295番1地先内
  - (2) 下閉伊郡田野畑村島越295番3地先から45番2地先まで
  - (3) 下閉伊郡田野畑村島越45番8地先から45番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年9月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
  - (2) 期間 平成25年9月24日から同年10月24日まで